

(松井孝治君外十名発議)

環境委員長川口順子君解任決議

本院は、環境委員長川口順子君を委員長の職より解任する。

右決議する。

理由

国会開会中の国會議員の海外渡航は議院運営委員会理事会の事前了承を経なければならない。さらに、常任委員会および特別委員会の委員長は、国会開会中の海外渡航は原則として認められていない。環境委員長川口順子君は、議院運営委員長の調整のもと、四月二十三日から二十四日までとして、例外的に中国への渡航を認められたものである。

そのうえで、川口君は、四月二十二日に緊急に理事懇談会を招集し、自らの責任において二十五日の委員会開会の日程を決定した。それにもかかわらず、参議院および議院運営委員会の同意を得ないまま、帰国を延期したこと、すでに設定されていていた委員会が取り止めとなってしまった。これは委員長としての職責を自ら放棄したこと同然であり、断じて容認することはできない。このような、信義違反、ルール違反を行う者は、公平・公正な委員会運営を預かる委員長として不適格であると言わざるを得ず、国民から負託を受けた参議院の見識が問われるもので、看過すべきではない。

本来ならば、川口君自らが自身の責任を十分に自覚したうえで、自らその職を辞すべきであるが、川口君には、そのような真摯な姿勢は微塵もない。

よつて環境委員長川口順子君の解任決議案を提出するものである。